

利 用 者 の た め に

利用者のために

1 統計の目的

漁業生産額は、各種統計等を用い、金額で評価することにより漁業の生産活動の実態を把握し、水産行政の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 推計期間

本統計の推計期間は、平成23年1月から12月までの1年間である。

3 推計方法

(1) 海面漁業・養殖業生産額

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に(社)漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別価格を乗じて推計した。

(2) 内水面漁業・養殖業生産額

ア 内水面漁業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が漁業権の設定等が行われている主要108河川24湖沼（以下「調査対象河川・湖沼」という。）に限定されていることから、直近の漁業センサス実施年（平成20年）の調査結果により得られる漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼に占める調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合を算出し、この逆数を当該年の都道府県別調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量に乗じて都道府県別魚種別総漁獲量を推計し、その全国計の魚種別総漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別生産額を推計した。

イ 内水面養殖業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収獲量に限定されていることから、①これら調査対象養殖魚種の生産額は、内水面漁業生産統計調査より得られる魚種別収獲量に魚種別価格を乗じて推計、②調査対象養殖魚種以外の生産額については、直近の漁業センサス（食用を主とする全ての経営体）より得られる内水面養殖業経営体の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別生産額を乗じて推計した。

〔推計式〕

I：調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての生産額（当該年）

A：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

B：調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての販売金額（漁業センサス結果）

a：調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

(3) (参考) 種苗

種苗は、最終生産物となる水産物の生産のために再び投入される水産物（中間生産物）であり、他の都道府県に販売されたものは当該都道府県の最終生産物に計上するが、漁業生産額では、全ての種苗が自都道府県内に投入されるものとみなし、全国及び都道府県別のいずれにも種苗の「生産額」は計上しないこととし、参考値として種苗の生産額を掲載した。

なお、海面養殖業により生産される種苗の生産額は、海面養殖業生産額の推計と同様、都道府県別の魚種別種苗生産量に主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別の養殖魚種別種苗価格を乗じて推計した。

また、内水面養殖業により生産された種苗の生産額は、ます類、あゆ及びこい（以下「種苗推計魚種」という。）のそれぞれについて、漁業センサスから得られる種苗推計魚種別の食用と種苗用の販売金額の割合を、(2)のイの①により推計した種苗推計魚種別の生産額に乗じて推計し、その推計した生産額を合計した。

〔推計式〕

S：種苗の生産額（当該年）

C：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

D：種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c：調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

4 利用上の注意

- (1) 平成29年結果の公表から、中間生産物である「種苗」を漁業生産額から除外し、種苗生産額として参考表章することとした。

これに伴い、平成13～23年の数値について、令和元年10月に遡及して推計したので注意されたい。

- (2) 計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したためである。

- (3) 統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：40万円→0百万円）

「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(4) 秘匿方法について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより該当結果が確定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「水産業」でご覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

5 この統計結果に関するお問合せ先

農林水産省大臣官房統計部

経営・構造統計課 分析班

電話 代表 03-3502-8111 内線3635

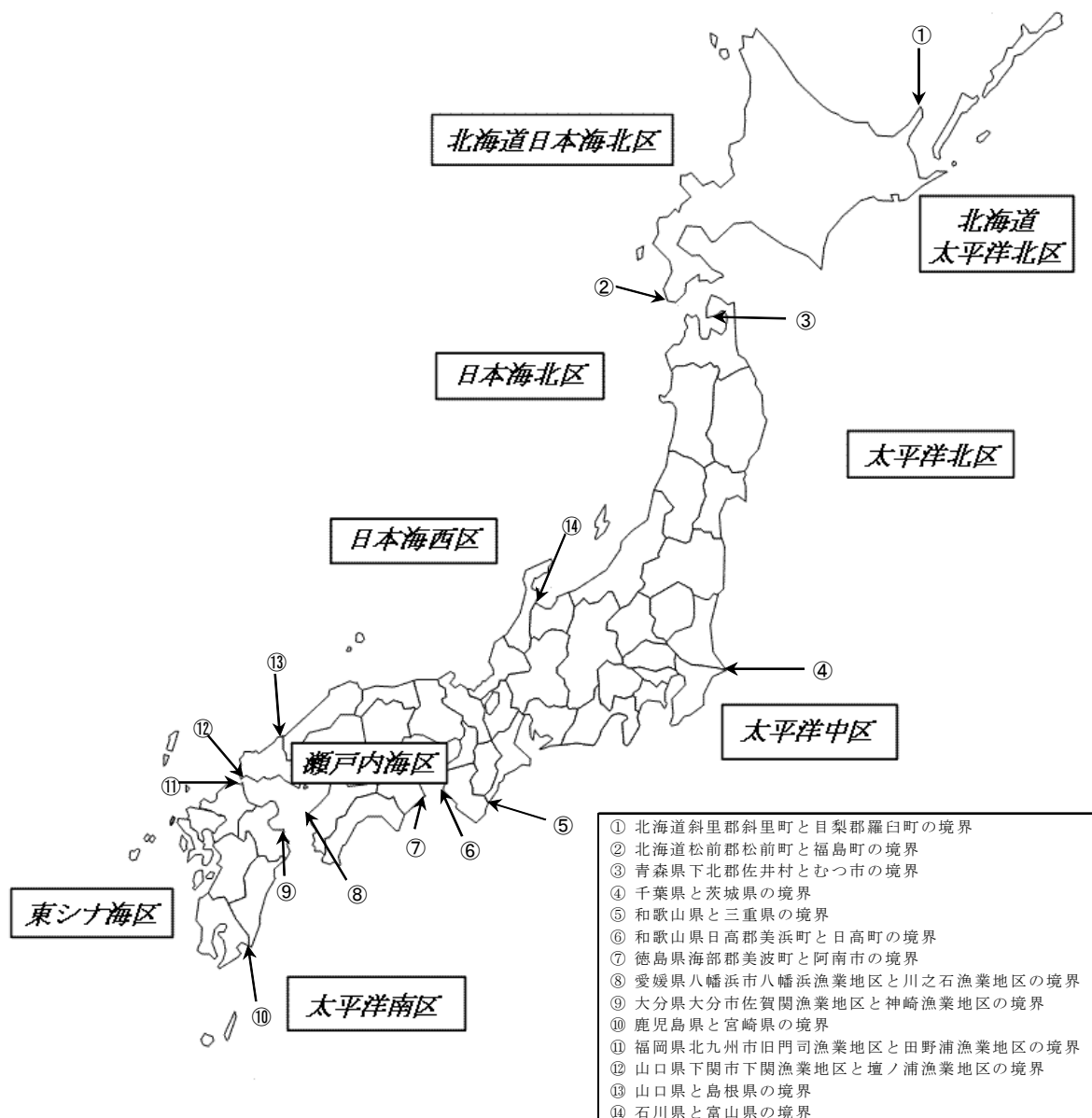
直通 03-6744-2042

FAX 03-5511-8722

(参考)

大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



注：市町村については、平成22年1月1日現在である。

北海道太平洋北区	： ①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	： ③・④間に属する市区町村
太平洋中区	： ④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	： ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	： ①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	： ③・④間に属する市区町村
日本海西区	： ⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	： ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	： ⑥・⑦間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（瀬戸内海側）